

令和2年2月臨時会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和元年度2月補正予算等関係(臨時会関係))

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和2年2月臨時会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		障がい福祉課	3
		長寿社会課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7
	4 繰越明許費に関する調書	福祉保健課ほか	8

【予算関係以外】

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和2年1月16日専決)	医療・保険課	9
	(9) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (令和2年1月30日専決)	医療政策課	12

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	4,619,705	4,282	4,623,987	4,282				
障がい福祉課	7,832,622	366,424	8,199,046	244,281	122,000		143	
長寿社会課	10,898,973	98,023	10,996,996	98,023				
部計	46,230,618	468,729	46,699,347	346,586	<61,000> 122,000		143	県費負担 61,143
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7859)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業	22,983	4,282	27,265	4,282				
トータルコスト	23,777	5,076	28,853	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	制度周知、補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明.								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>生活福祉資金貸付制度の実施主体である鳥取県社会福祉協議会に対し、以下の経費について補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代への支援のための新メニュー創設に係るシステム改修費 ・台風第15号及び第19号の被災地への生活福祉資金貸付制度に関する応援のための職員派遣に要した経費 								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>ア 予算額 3,500千円</p> <p>イ 補助率 10/10 (国10/10)</p> <p>ウ 補助の内容</p> <p>生活福祉資金貸付制度において、市町村個人住民税非課税の者が働きながら国家資格取得のため長期訓練に参加する際の収入減少に対応する貸付メニューを創設することに係る生活福祉資金業務システムの改修・更新に係る経費を補助する。</p>								
<p>(2) 令和元年台風第15号及び第19号被災地域への職員派遣事業</p> <p>ア 予算額 782千円</p> <p>イ 補助率 10/10 (国10/10)</p> <p>ウ 補助の内容</p> <p>台風第15号及び第19号の被災地における生活福祉資金貸付制度の特例措置を円滑に実施するため、被災地の社会福祉協議会の要請に基づき、被災地へ応援のため職員を派遣するのに要した経費を補助する。</p>								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7193)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	387,425	366,424	753,849	244,281	<61,000> 122,000		143	県費負担 61,143
トータルコスト	390,600	367,218	757,818	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.1人	0.5人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者の地域生活への移行の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

グループホーム等県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、国庫補助制度を活用し、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。令和2年度に実施する予定の箇所について国補正予算により令和元年度予算で対応するものである。

2 主な事業内容

実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等		
対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設(新築)、改築・大規模修繕等		
補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費		
補助率	3/4		
負担割合	国 1/2、県 1/4、事業主体 1/4		
内 容	補正額	357,547千円(総事業費561,363千円)	
	説明	グループホーム等の創設等	
	整備件数	4件	
	補正額	8,877千円(総事業費11,836千円)	
	説明	障害者支援施設の非常用自家発電設備整備	
	整備件数	1件	

3 これまでの取組状況・改善点

(1) 近年の実績

令和元年度	障害福祉サービス事業所の創設等2件 障害者支援施設の大規模修繕等1件
平成30年度補正	グループホームの創設等2件
平成30年度	グループホームの創設等2件 障害者支援施設の大規模修繕等1件

(2) 改善点

国庫補助協議にあたり、その優先順位を決定するための基準について、県内において強度行動障がい児者及び重度障がい児者の受入れ先が不足しているため、その定員を増加させる整備を最優先項目に変更した。また、施設の防災・減災の観点から、非常用自家発電設備の整備等の安全対策を行う整備について新たに優先項目に追加した。

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7176)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護福祉士等修学資金貸付事業	4,565	98,023	102,588	98,023				
トータルコスト	6,153	98,817	104,970	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内の介護福祉士及び社会福祉士の養成を図るため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施団体(鳥取県社会福祉協議会)に対し、貸付に係る原資を補助する。								
2 主な事業内容								
<介護福祉士等修学資金貸付事業>								
貸付対象	養成施設等に在学する者							
貸付限度額	(1) 養成施設 月額5万円 (加算) 入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円							
貸付期間	養成施設等の正規修学期間内							
返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等							
<再就職準備金貸付事業>								
貸付対象	離職した介護人材のうち、一定の経験を有する者							
貸付限度額	再就職準備金 20万円(1回を限度)							
準備金活用例	・子どもの預け先を探す際の活動費 ・介護に係る軽微な情報収集や学び直し代(講習会、書籍など) 等							
返還免除要件	再就職後2年間介護職としての実務に従事したとき							

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費					3款 民生費			
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			うち福祉保健部		
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	350,895		350,895	218,804		218,804	119,195		119,195
2	給料	1,670,214		1,670,214	1,226,862		1,226,862	439,530		439,530
3	職員手当等	937,120		937,120	698,649		698,649	222,928		222,928
4	共済費	608,989		608,989	442,156		442,156	158,248		158,248
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	5,446		5,446	5,446		5,446	572		572
8	報償費	57,106		57,106	35,948		35,948	12,153		12,153
9	旅費	51,549		51,549	32,378		32,378	22,397		22,397
	費用弁償	5,846		5,846	2,944		2,944	1,466		1,466
	普通旅費	24,608		24,608	15,705		15,705	8,567		8,567
	特別旅費	21,095		21,095	13,729		13,729	12,364		12,364
10	交際費	100		100	100		100	100		100
11	需用費	149,392		149,392	117,961		117,961	30,004		30,004
12	役務費	67,330		67,330	49,825		49,825	18,426		18,426
13	委託料	3,149,347		3,149,347	943,092		943,092	654,158		654,158
14	使用料及び賃借料	67,452		67,452	54,788		54,788	20,706		20,706
15	工事請負費	352,020		352,020	223,743		223,743	9,658		9,658
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	20,940		20,940	20,595		20,595	2,822		2,822
19	負担金、補助及び交付金	34,091,594	468,729	34,560,323	27,501,308	468,729	27,970,037	26,577,097	468,729	27,045,826
20	扶助費	1,713,645		1,713,645	1,571,679		1,571,679	1,132,586		1,132,586
21	貸付金	31,580		31,580						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	652,731		652,731	642,611		642,611	642,568		642,568
26	寄附金	950		950	950		950	50		50
27	公課費	98		98	98		98			
28	繰出金	3,339,275		3,339,275	3,336,819		3,336,819	3,336,819		3,336,819
	予備費									
	計	47,317,773	468,729	47,786,502	37,123,812	468,729	37,592,541	33,400,017	468,729	33,868,746
財源内訳	国庫支出金	3,919,640	346,586	4,266,226	2,012,876	346,586	2,359,462	1,631,910	346,586	1,978,496
	地方債	962,000	122,000	1,084,000	767,000	122,000	889,000	169,000	122,000	291,000
	その他	1,835,648		1,835,648	1,730,661		1,730,661	1,059,451		1,059,451
	一般財源	40,600,485	143	40,600,628	32,613,275	143	32,613,418	30,539,656	143	30,539,799

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			12目 障がい者自立支援事業費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	105,978		105,978	9,923	9,923	301,853		301,853	
2	給料	439,530		439,530			1,888,068		1,888,068	
3	職員手当等	222,928		222,928			1,127,811		1,127,811	
4	共済費	157,114		157,114	1,128	1,128	678,109		678,109	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	572		572			6,921		6,921	
8	報償費	2,075		2,075	4,302	4,302	67,137		67,137	
9	旅費	3,314		3,314	10,431	10,431	59,725		59,725	
	費用弁償	594		594	562	562	6,250		6,250	
	普通旅費	2,094		2,094	4,714	4,714	26,918		26,918	
	特別旅費	626		626	5,155	5,155	26,557		26,557	
10	交際費	100		100			100		100	
11	需用費	15,076		15,076	9,525	9,525	217,827		217,827	
12	役務費	4,676		4,676	7,583	7,583	76,566		76,566	
13	委託料	140,477		140,477	407,854	407,854	1,397,760		1,397,760	
14	使用料及び賃借料	3,816		3,816	12,765	12,765	74,892		74,892	
15	工事請負費	9,658		9,658			241,574		241,574	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				230	230	24,582		24,582	
19	負担金、補助及び交付金	662,069	102,305	764,374	4,321,416	366,424	4,687,840	31,917,352	468,729	32,386,081
20	扶助費	1,530		1,530	1,130,913	1,130,913	2,513,006		2,513,006	
21	貸付金						999,604		999,604	
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料						133,000		133,000	
24	投資及び出資金									
25	積立金				1,911	1,911	1,129,939		1,129,939	
26	寄附金						37,850		37,850	
27	公課費						123		123	
28	繰出金						3,336,819		3,336,819	
	予備費									
	計	1,768,913	102,305	1,871,218	5,917,981	366,424	6,284,405	46,230,618	468,729	46,699,347
財源内訳	国庫支出金	118,819	102,305	221,124	1,006,208	244,281	1,250,489	3,332,116	346,586	3,678,702
	地方債	9,000		9,000	160,000	122,000	282,000	785,000	122,000	907,000
	その他	237,340		237,340	146,462		146,462	3,005,148		3,005,148
	一般財源	1,403,754		1,403,754	4,605,311	143	4,605,454	39,108,354	143	39,108,497

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	生活福祉資金貸付事業補助金	4,282
	介護福祉士等修学資金貸付事業補助金	98,023
12 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業補助金	366,424

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考
							国庫補助金	起債	その他	
3	1	社会福祉 1 総務	生活福祉資金貸付事業費	福祉保健課	27,265	3,500	3,500			貸付管理システム改修が翌年度になると見込まれるため、繰り越すものである。
		障がい者 12 自立支援 事業	鳥取県社会福祉施設等 施設整備事業費	障がい福祉課	753,849	366,424	244,281	122,000	143	国の経済対策に伴い採択された事業等が年度内完成が困難なため、繰り越すものである。
福祉保健部 合計					781,114	369,924	247,781	122,000	143	

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和2年1月16日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 覚せい剤取締法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の規定中引用する覚せい剤取締法の題名等を改める。 (2) 施行期日は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。</p>

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する<u>覚醒剤</u>及び同条第5項に規定する<u>覚醒剤原料</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する<u>覚せい剤</u>及び同条第5項に規定する<u>覚せい剤原料</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(36) 略</p> <p>(37) <u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)第3条第1項の規定に基づく<u>覚醒剤施用機関</u>又は<u>覚醒剤研究者の指定</u> 1件につき3,900円</p> <p>(38) <u>覚醒剤取締法</u>第4条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく<u>覚醒剤製造業者</u>、<u>覚醒剤原料輸入業者</u>、<u>覚醒剤原料輸出業者</u>又は<u>覚醒剤原料製造業者</u>の指定の申請の経由事務 1件につき17,600円</p> <p>(39) <u>覚醒剤取締法</u>第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく<u>覚醒剤施用機関等</u>の指定証の再交付に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>覚醒剤施用機関</u>、<u>覚醒剤研究者</u>、<u>覚醒剤原料取扱者</u>又は<u>覚醒剤原料研究者</u>の指定証の再交付 1件につき2,700円</p> <p>イ <u>覚醒剤製造業者</u>、<u>覚醒剤原料輸入業者</u>、<u>覚醒</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(36) 略</p> <p>(37) <u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)第3条第1項の規定に基づく<u>覚せい剤施用機関</u>又は<u>覚せい剤研究者の指定</u> 1件につき3,900円</p> <p>(38) <u>覚せい剤取締法</u>第4条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく<u>覚せい剤製造業者</u>、<u>覚せい剤原料輸入業者</u>、<u>覚せい剤原料輸出業者</u>又は<u>覚せい剤原料製造業者</u>の指定の申請の経由事務 1件につき17,600円</p> <p>(39) <u>覚せい剤取締法</u>第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく<u>覚せい剤施用機関等</u>の指定証の再交付に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>覚せい剤施用機関</u>、<u>覚せい剤研究者</u>、<u>覚せい剤原料取扱者</u>又は<u>覚せい剤原料研究者</u>の指定証の再交付 1件につき2,700円</p> <p>イ <u>覚せい剤製造業者</u>、<u>覚せい剤原料輸入業者</u>、<u>覚醒</u></p>

<p>剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付の申請の経由事務 1件につき 2,900円</p> <p>(40) <u>覚醒剤取締法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料取扱者等の指定</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>覚醒剤原料取扱者</u> 1件につき11,500円</p> <p>イ <u>覚醒剤原料研究者</u> 1件につき3,900円</p> <p>(41)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の申請の経由事務 1件につき2,900円</p> <p>(40) <u>覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者等の指定</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>覚せい剤原料取扱者</u> 1件につき11,500円</p> <p>イ <u>覚せい剤原料研究者</u> 1件につき3,900円</p> <p>(41)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (9)鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (令和2年1月30日専決)
提出理由及び概要	<ol style="list-style-type: none">1 提出理由 医療法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。2 概要 医療法に基づく事務について定めた規定中引用する医療法施行令の条項を改める。3 施行期日 令和2年4月1日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略 (16) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号） <u>第1条の5</u> において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付 (17)～(38) 略	鳥取市	8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略 (16) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号） <u>第1条</u> において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付 (17)～(38) 略	鳥取市
略		略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

